

愛媛県国民健康保険団体連合会理事会議事録

1 日 時

令和3年12月14日（火）午後1時25分～午後2時10分

2 場 所

松山市高岡町101番地1 国保会館
愛媛県国民健康保険団体連合会 第1会議室

3 出席者

(1) 理事

石川 勝行（理事長）
加藤 章（副理事長）
管家 一夫
小野植 正久

(2) 監事

高門 清彦

4 議 題

(1) 議案

議案第 1号 令和4年度愛媛県国民健康保険団体連合会予算編成方針について

(2) 報告事項

報告第 1号 令和3年度愛媛県国民健康保険団体連合会診療報酬審査支払特別会計（業務勘定）歳入歳出予算補正（第3次）について

報告第 2号 令和3年度愛媛県国民健康保険団体連合会診療報酬審査支払特別会計（業務勘定）歳入歳出予算補正（第4次）について

報告第 3号 令和3年度愛媛県国民健康保険団体連合会診療報酬審査支払特別会計（抗体検査等費用に関する支払勘定）歳入歳出予算補正（第2次）について

報告第 4号 令和3年度愛媛県国民健康保険団体連合会診療報酬審査支払特別会計（抗体検査等費用に関する支払勘定）歳入歳出予算補正（第3次）について

報告第 5号 令和3年度愛媛県国民健康保険団体連合会診療報酬審査支払特別会計（業務勘定）歳入歳出予算支払勘定に係る予算補正の特例について

報告第 6号 令和3年度愛媛県国民健康保険団体連合会後期高齢者医療事業関係業務特別会計（公費負担医療に関する診療報酬支払勘定）歳入歳出予算支払勘定に係る予算補正の特例について

報告第 7号 愛媛県国民健康保険団体連合会職員の給与に関する規程の一部改正について

(3) その他

- 1 本会役員を選任について
- 2 次期国保総合システムの更改について
- 3 令和3年度新型コロナウイルス感染症流行下における介護及び障害福祉サービス事業所等の「感染防止対策支援事業」への対応について

5 議事の経過及びその結果

- (1) 理事定数6名中4名の出席、愛媛県国民健康保険団体連合会規約第33条により理事会の成立を宣言する。
- (2) 理事会の開催にあたり理事長から挨拶があった。
- (3) 本会規約第31条により、理事長が議長を務める。
- (4) 議事に先立ち議事録署名者2名の指名を行い、全員異議なく承認された。
- (5) 議案の審議状況は次のとおりであった。

議長 これより議事を行う。議案第1号「令和3年度愛媛県国民健康保険団体連合会予算編成方針について」を議題とする。事務局の説明を求める。

事務局 議案第1号「令和4年度愛媛県国民健康保険団体連合会予算編成方針について」、本会の主要な手数料である国保及び後期高齢者医療の診療報酬審査支払手数料は、消費税相当分の引上げを除き、10年以上前より据置き又は引下げとしているが、システム経費の増加により単年度収支では赤字傾向が続いているため、決算で確定する繰越金を見通しながら予算編成を行っている旨説明。

加えて、新型コロナウイルス感染症の影響による受診控えが原因でレセプト審査件数が大幅に減少し、それに伴う手数料収入の減少により、繰越金が見込めないため、令和3年度予算は、財政調整基金を取崩しながら対応するなど、財政運営にも影響が生じている旨説明。

今後の状況として、令和6年度以降の国保総合システム更改に向けて、政府の規制改革実施計画及び厚生労働省の検討会等で策定された「審査支払機能に関する工程表」において、クラウドサービスの利用や支払基金新システムとの整合性の確保等が求められていることから、オンプレミス（各県でシステム機器等を保持する形態）からクラウドサービスの利用に変更する際の費用や、支払基金新システムとの整合性を確保するための追加費用など、予定していた費用を大幅に上回るため、国への財政措置を要望した旨説明。

令和4年度は国庫補助が措置される予定であるが、令和6年度以降は、国保中央会へのシステム負担金の大幅な引上げが予定されているため、クラウドサービス利用による財政効果は、クラウドに合わせたシステム構成への変更（令和12年度予定）後に発揮される見込みのため、それまでの間はより厳しい財政運営となる可能性がある旨説明。

以上の本会財政運営の現状と今後の状況に鑑み、令和4年度予算は、引続き経費節減に努めるとともに、次のような考え方で予算編成を行う旨説明。

- (1) 一般会計は、平成30年度、国保の都道府県単位化により愛媛県も国保保険者とな

ったことから、一般負担金の在り方について見直しを行い、急激な負担増を緩和するため、本年度まで激変緩和措置を講じてきた旨説明。しかしながら、保健事業費（健康推進費）の増加を踏まえ、その財源確保の検討を行い、本会が単独で実施してきた市町保健事業支援を愛媛県の財政支援を得ながら協働で実施することを愛媛県に提案し、協議中である旨説明。その結果、実施の可能性が出てきたことから、一旦、令和4年度の一般負担金総額は据置きとする旨説明。

（2）診療報酬審査支払特別会計（業務勘定）は、新型コロナウイルス感染症の影響による受診控えが原因で、レセプト審査件数が大幅に減少し、手数料収入が平年並みに見込めないことに加え、国保中央会への国保総合システム負担金が増額される予定であり、極めて厳しい状況にある旨説明。柔道整復療養費審査支払手数料は、データ入力費用やシステム経費の上昇に合わせて引上げを行うものの、それ以外の審査支払手数料等は、減価償却引当資産（積立金）の見直しや福祉医療費（社保分）の電子請求の強化等、各種経費の見直しにより据置きとする旨説明。

（3）後期高齢者医療事業関係業務特別会計（業務勘定）は、診療報酬審査支払特別会計（業務勘定）と同様、柔道整復療養費審査支払手数料の引上げを行うものの、それ以外の審査支払手数料等は、据置きとする旨説明。

（4）介護保険事業関係業務特別会計（業務勘定）と（5）障害者総合支援法関係業務特別会計（業務勘定）は、審査支払手数料は据置きとし、引続き経費の見直しに努める旨説明。

（6）特定健康診査・特定保健指導等事業特別会計（業務勘定）は、特定健康診査データ管理等手数料について、収支改善を図るため、引上げを行う旨説明。

議長 議案第1号について、意見、質疑はないか。

役員一同 （意見、質疑なし）

議長 議案第1号について、承認することに異議はないか。

役員一同 異議なし。

議長 議案第1号は承認とする。以上で議案は全て終了。

次に報告事項に移る。まず、予算補正関係について、報告第1号から報告第6号について、事務局より報告する。

事務局 報告第1号令和3年度愛媛県国民健康保険団体連合会診療報酬審査支払特別会計（業務勘定）歳入歳出予算補正（第3次）について及び報告第3号令和3年度愛媛県国民健康保険団体連合会診療報酬審査支払特別会計（抗体検査等費用に関する支払勘定）歳入歳出予算補正（第2次）について、予算不足が生じたため、国民健康保険法第86条により準用され

る同法第25条第2項の規定により、理事長専決処分により施行した旨、補正額は、報告第1号の事務費関係6,300万円、報告第3号の接種費用関係4億7,817万円である旨説明。

報告第2号令和3年度愛媛県国民健康保険団体連合会診療報酬審査支払特別会計（業務勘定）歳入歳出予算補正（第4次）について及び報告第4号令和3年度愛媛県国民健康保険団体連合会診療報酬審査支払特別会計（抗体検査等費用に関する支払勘定）歳入歳出予算補正（第3次）について、令和3年11月の厚生労働省からの追加接種（3回目接種）に係る支払い業務への協力依頼への対応に予算不足が生じたため、国民健康保険法第86条により準用される同法第25条第2項の規定により、理事長専決処分により施行した旨、補正額は、報告第2号の事務費関係987万9千円、報告第4号の接種費用関係7,498万1千円である旨説明。

報告第5号令和3年度愛媛県国民健康保険団体連合会診療報酬審査支払特別会計（業務勘定）歳入歳出予算支払勘定に係る予算補正の特例について、国民健康保険法第86条に準用される同法第25条第2項の規定により、医療保険者間の返還金処理における調整金額に、業務勘定において予算不足が生じたため、本会会計事務規程第16条の2の規定により、理事長専決処分により施行した旨、補正額2,100万円の予算補正を行った旨説明。

報告第6号令和3年度愛媛県国民健康保険団体連合会後期高齢者医療事業関係業務特別会計（公費負担医療に関する診療報酬支払勘定）歳入歳出予算支払勘定に係る予算補正の特例について、国民健康保険法第86条により準用される同法第25条第2項の規定により、公費負担医療に関する診療報酬支払勘定において、新型コロナウイルス感染症の拡大が続き、検査数の増加等から予算不足が生じたため、本会会計事務規程第16条の2の規定により、理事長専決処分により施行したことを報告、補正額5,000万円の予算補正を行った旨説明。

議長 　　ただいまの報告に対し、意見、質疑はないか。

議長 　　特に質疑等ないようなので、報告第1号から報告第6号については終了とする。

議長 　　続いて、規程改正関係、報告第7号について、事務局より報告する。

事務局 　　報告第7号愛媛県国民健康保険団体連合会職員の給与に関する規程の一部改正について、本会職員の給与、手当等は、愛媛県の職員の給与に関する条例等を準用し取扱っている旨、令和3年愛媛県人事委員会から県職員給与等についての勧告を受け、期末手当の支給割合に関して、同条例の一部が改正されたため、その改正に合わせ、本会職員の給与に関する規程の一部改正を理事長専決にて行った旨説明。

改正内容は、令和3年12月支給の期末手当支給割合について、現行の1.275月分から1.125月に改定し、令和3年12月1日から施行及び適用する旨、令和4年4月以降の期末手当支給割合について、1.2月分に改定し、令和4年4月1日から施行及び適用する旨説明。

議長 ただいまの報告に対し、意見、質疑はないか。

議長 特に質疑等ないので、報告第7号について終了とする。
以上で全ての報告事項について終了とする。
その他として、事務局より3件説明する。

事務局 その他1本会役員の選任について、現役員の任期が令和4年3月31日をもって満了となることから、次期役員を選任する旨説明。方法は、「平成17年度通常総会における申し合わせ事項」に基づき、選出母体ごとに理事長及び監事の輪番を考慮しながら選出し、学識経験者役員については、愛媛県職員の経験が本会の円滑な業務運営に資すると考えるため、愛媛県に推薦を依頼する旨説明。

6月と10月に開催の「主管課長会議」で、各選出母体に次期役員を選任について説明と推薦をお願いし、内諾いただいたことから、来年2月の理事会にて、各選出母体から推薦された次期役員候補者の選任と、理事会推薦枠の学識経験者の理事候補者の選任について了承をいただき、2月25日の総会において、理事6名、監事2名の次期役員を選任をいただく予定である旨、理事長、副理事長、常務理事については、4月早々に臨時理事会を書面にて開催し、互選を行う旨説明。

事務局 その他2次期国保総合システムの更改について、現在稼働中の国保総合システムは、令和5年度末にシステム機器の保守期限を迎えるため、国からの要請により、次回システム更改時には、従来のオンプレミスによる調達からクラウドサービス利用への変更が求められている旨説明。

令和2年3月の「審査支払機関改革における今後の取組」及び、令和2年7月閣議決定の「規制改革実施計画」に基づき、厚生労働省は、国保連合会と支払基金のシステムとの整合的かつ効率的な運用に向けた具体的な方針について、「審査支払機能に関する改革工程表」を策定し、令和3年3月31日付けで公表をしている旨説明。

連合会においては、改革工程表に基づき、システム開発や改修を行って行くことが求められているため、一時的に追加費用が発生することが見込まれている旨説明。

このコスト低減効果のシュミレーションにより、効果が表れるのは、2030年度（令和12年度）以降という予測をしている旨、工程表では、国保総合システム全体をオンプレミスからクラウド化する方針が示されたが、実現には、概算で百数十億円の追加費用が見込まれ、財源の確保が喫緊の課題である旨説明。

国保連合会（中央会）は、増加が見込まれる費用については、保険者へ追加費用の負担を求めることは困難であることから、関係6団体協力のもと、国に対して財政支援を求め

る要請活動を行ってきた旨説明。

令和6年度のクラウド化に係る費用総額（概算）約400億円、そのうち全国の連合会が負担できる額は約240億円、残る約160億円の不足について、国へ財政支援を要望してきた結果、現在会期中の臨時国会に、令和3年度補正予算（案）として54億円が計上され審議される予定である旨説明。

令和5年度の不足分10億円余りについて、現段階で補助は確定していないが、併せて要望している旨、令和4年度、5年度更改にて、補助金が交付されることを前提に、本会が負担しなければならない初期費用については、既存の減価償却積立金（現行システム更改のための積立金）で対応できると見込んでいる旨説明。

費用総額3億1,272万円は、令和4年度、5年度にかけて、国保中央会へ次期システムの開発負担金として支払う額である旨、財源は、減価償却引当資産積立金の合計3億5,971万4千円を充てる計画である旨説明。

令和4年度、5年度の更改にかかる初期費用の収支は、4,699万4千円の残額としているが、初期費用が概算額のため、今後、令和6年度以降の開発費を含め、初期費用に不足が生じた場合の財源とする予定である旨説明。

令和8年度に向けた開発経費等の追加費用についても、国の責任において財政措置が講じられるよう、引続き取組みを行う旨説明。

事務局

その他3 令和3年度新型コロナウイルス感染症流行下における介護及び障害福祉サービス事業所等の「感染防止対策支援事業」への対応について、令和3年10月以降、都道府県主体の新型コロナウイルス感染防止対策支援事業として、介護及び障害福祉サービス施設等に対して感染防止対策にかかった衛生用品及び備品の購入経費が助成されることとなった旨、本事業の申請受付及び支払事務を国保連合会が都道府県から委託を受けて実施することについて、厚生労働省及び愛媛県から本会に対し協力要請があった旨説明。

令和3年10月から12月末までの3月間の感染防止対策費用について、全国国保連合会のシステムにインターネットで申請し、本会で受付・支払を行う旨、実施主体である愛媛県と協議し対応したい旨説明。

議長

その他について、ただいま説明申し上げたが、質疑等ないか。

役員一同

（意見、質疑なし）

議長

その他、事務局より何かあるか。

事務局

病気療養中の森田常務理事の病状について、事務局から報告。

議長

その他、何かあるか。

理事 ワクチン接種について、2回目の接種からの間隔が8ヶ月から6ヶ月にとのことだが、県内で対応の動きはあるか。6ヶ月にした場合、国は責任を持って薬剤を確保するのか。

事務局 県内の状況について等ワクチン関連の情報はない旨説明。

議長 他に意見、質疑がないようなので、以上で終了する。